

第 20 期

第 7 回

総会議事録

令和6年12月19日

1. 開催年月日 令和6年12月19日(木)

2. 開催場所 5-1-1会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	欠席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 莊 原文 彰

【主任主査兼農地調整係長】 横 井 淳

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時30分

8. 閉会宣言 14時25分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

北島 繁和

署名人

伊藤 城治

事務局	ただいまより、第7回総会を開催いたします。 本日は、濱尾 文博委員から欠席届が出されています。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	皆さん、こんにちは。年の瀬の忙しい中、ご参集いただきありがとうございました。またこの後に意見交換会がありますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 9番 北島 繁和 委員 19番 伊藤 城治 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	タブレットの正誤表をご覧ください。 議案書の2ページになりますが、 逢瀬8番につきまして、所有権の移転であります 渡人・受人 それぞれに 貸人・借人の記載がありました。 貸人・借人を削除いたします。 次に議案書の8ページになりますが、 田村19番につきまして、譲受人の経営面積ですが 48.67 a と記載されておりますが、正しくは306.47 a です。

	以上、お詫びして訂正させていただきます。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 本日はまず、 議案第４号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。 １番 １件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永静夫 委員	中央・片平１番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 今回の計画変更の申請は、期間の１年間の延長及び約1.4haの面積の増です。変更後は面積が約13haになります。 令和６年１月に開催した第34回総会において許可しました物流センターの大規模化、効率化を図るため開発区域の拡大を行うものです。現在、整備中の物流センターと隣接しており一体的に工事が行われます。 以上の結果、承認相当と思われますがご審議のほど、よろしくお願いいたします。 なお面積増の部分については、後ほど５条申請のところでご説明申し上げます。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	１番 １件について 承認相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、１番 １件について承認相当と決めます。 なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 以上で、議案第４号を終わります。 次に、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による

	許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永静夫 委員	1番と2番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、農業開始です。 12月5日に事務局会議室で佐久間会長、濱津会長職務代理者、古川委員、事務局職員とで事前審査会を行いました。 まず1番の渡し人ですが受け人の妻の父親で、2番の渡し人は受け人の妻の叔母にあたります。受け人は現在も農業を手伝っており、今後妻とともに自家用野菜を中心に作付けを行う計画です。 これらの農地について、12月6日に現地調査を行い、周辺農地と調和の取れた状態で適正に管理されていると認められます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますがご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と2番の 2件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について許可と決します。 次に3番と4番の 2件について、付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	3番と4番について、調査の結果を報告いたします。 まず3番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 借人はこの周辺でさつまいもを約3ha栽培しており、適正に管理されております。

	これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでした。 次に4番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 使用借人が農作業に従事します。使用借人の住所は須賀川ですが この農地の近くに実家があり、両親の協力も得ています。 新規就農者の4年目で非常に意欲があり、経営も安定しつつ あります。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番と4番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番と4番の 2件について 許可と決します。 次に、5番 1件について、付議いたします。 鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。
鈴木雄一 委員	5番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

	申請の事由は相手方要望、農業開始です。 12月5日に事務局会議室で佐久間会長、濱津会長職務代理者、七海推進委員、事務局職員とで事前審査会を行いました。 受け人の代表者はハンガリー国籍のオーストラリア人です。妻は日本人です。受け人はハンガリーで両親とともにパブリカや他の野菜を栽培していましたので作業経験は問題ないと思います。 また受け人はオーストラリアでイタリアンの料理人をしており自分で栽培した野菜などを皆さんに提供したいと思いがあり、将来農家カフェ、農家レストランなどの計画をしているそうです。 労働者は代表者夫婦と農繁期に妻の両親が手伝います。 また農機具は、小さい物を準備しています。大型機械など他の機械は地元の農家と機械の賃貸借契約を結んでいます。 受け人は海外と日本の気候環境が違うので、地元の農家や市の行政機関などを利用して研修や勉強しながら進めていきます。 現在は、農地の管理作業をしており、来年の作付け準備をしています。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について許可と決します。 次に、6番 1件について、付議いたします。 安藤 嘉行委員の調査報告を求めます。
安藤嘉行委員	6番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

	申請の事由は高齢化、経営拡大です。 12月12日に現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。 農機具は所持しており、農作業は受け人本人が行い、野菜などを作付けするとのことです。申請地は受け人の自宅敷地地に隣接しており、草刈りなど農地として適正に管理されております。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番 1件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番 1件について許可と決します。 次に、7番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	7番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は知人への贈与です。 受け人と妻が農作業に従事します。 当該農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	7 番 1 件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7 番 1 件について 許可と決します。 次に、8 番 1 件について、付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。
渡邊清助 委員	8 番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 12月3日に現地確認しまして、12月5日に事務局会議室で 佐久間会長、濱津会長職務代理者、事務局職員とで 事前審査会を行いました。 受け人は農協の家庭菜園を借用し、趣味として園芸を行って いましたが、まもなく終了するため耕作できる農地を探した結果、 当該地取得の申請になりました。 後ほど報告しますが、受け人は当該農地の隣地に住宅建築のための 5条申請をしております。審査会では、クラインガルデン、無農薬や 自然農法を目指してやっていきたいとの発言があり、確実に作業を 行うと思われることから全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8 番 1 件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8 番 1 件について 許可と決します。 次に、9 番 1 件について、付議いたします。

	小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	9番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。渡し人と受け人は親子です。 12月5日に事務局会議室で佐久間会長、濱津会長職務代理者、事務局職員とで事前審査会を行いました。 また12月7日に現地を確認し、適正に管理されていました。 全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件いずれにも問題はなく、地元協力者とともに管理されると思われます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番 1件について 許可と決します。 次に、10番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	10番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は耕作不便、経営拡大です。 受け人と息子夫婦、孫が農作業に従事します。 当該農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に

	該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1 件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1 件について許可と決します。 次に、11番と12番の 2 件について、付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野和介 委員	11番と12番について、調査の結果を報告いたします。 まず11番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 12月5日に事務局会議室で佐久間会長、濱津会長職務代理者、事務局職員とで事前審査会を行いました。 受け人は農家の次男として少年期から農業の手伝いをしていました。 会社員となつてからは、市民菜園で農業を行っていました。 5年ほど前から10aの農地を借り、10坪ほどのブドウと野菜栽培をしていました。借地の周りは水田があるため、水害にあったこともあり、大変だったとのこと。 会社定年後は、農作業に全面的に従事できることから紹介された農地でブドウ中心に営農したいそうです。自宅から近いこと、年間を通して農作業に従事できること、地域との関わりを重視し、地域の取り決めを順守し、活動にも参加します。 また苗木の購入も済み、準備にかかっており、土づくりにも取り組んでいます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に12番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。

	申請の事由は高齢化、農業開始です。 12月5日に事務局会議室で佐久間会長、濱津会長職務代理者、事務局職員とで事前審査会を行いました。 借人は湯川村に住んでいますが、自営業で毎日のように郡山に来ており、150日くらいは耕作でき、また水管理等も可能です。 農機具は貸人より借ります。周辺は基盤整備された水田地帯で地域の水利調整に参加し、取り決めを守ります。 農道、水路等の共同利用の取り決めに順守し、無農薬栽培をする予定です。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。藤田委員。
藤田 稔 委員	借人は通いで農業をやるということですか。
高野和介 委員	はい。ほとんど毎日、郡山に来ています。
議 長	その他、ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	11番と12番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番と12番の 2件について許可と決します。 次に、13番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	13番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は知人への贈与です。 12月10日に現地調査と双方への聴き取り調査をしたところ、土地の表示にあります農地は適切に管理されており、受け人も適正管理を確約しております。

	農作業常時従事要件について、受け人は同居する家族とともに農作業に従事しております。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しており、また受け人家族及び地元農家が協力するので問題はないと思われます。 以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生ずるおそれはありません。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	13番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、13番 1件について許可と決します。 次に、14番 1件について、付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	14番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 12月5日に事務局会議室で佐久間会長、濱津会長職務代理者、柏原推進委員、事務局職員とで事前審査会を行いました。 借人は貸人の妻と友人です。 12月6日、現地を確認しました。適正な管理を行っております。 野菜やブロッコリー、きゅうり、玉ねぎを作り、生産が上がれば出荷・販売もしたいとのことです。 作業は借人本人が行い、忙しい時は貸人、友人にアルバイトとして手伝ってもらいます。

	地域とも協調し、防除基準も守ります。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	14番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、14番 1件について 許可と決します。 次に、15番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	15番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は兄への贈与です。 受け人と妻が農作業に従事します。 当該農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	15番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	異議ないものと認め、15番 1 件について許可と決めます。 以上で、議案第 1 号を終わります。 続いて、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1 番 1 件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永静夫委員	中央・片平 1 番について、調査の結果を報告いたします。 先ほど事業計画変更で申請があった案件の面積追加分の申請です。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 筆数で 9、面積は約 1.4ha です。 申請の場所はタブレットの地図を見てください。青で囲っているところが現在、開発している場所です。ピンクで囲っているところが今回の 5 条の申請地です。 これにより形がよくなって一体的に開発できるかと思います。 申請の事由は物流センターの事務所等です。 農地区分は第 3 種、第 1 種です。 12 月 6 日、現地確認及び聴き取り調査を行いました。 今回の申請地は 9 月総会でボーリング調査のための一時転用を許可した場所です。現在、整備中の物流センターと一体的に整備するもので、申請目的の確実性、周辺農地への営農条件への影響は問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 東北自動車道郡山中央スマートインターチェンジ西側出入口から 300m 以内の土地の農地区分は、 第 3 種農地 2－1－（１）－エー（ア）－a－（b）で

	甲種農地の要件を満たしていない、鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内の公共施設至近距離農地です。 許可基準は2－1－（１）－エー（イ）で、第3種農地の転用は許可することができます。 それ以外の土地の農地区分は、 第1種農地2－1－（１）－イー（ア）－a 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地及び、第1種農地2－1－（１）－イー（ア）－bの甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。 許可基準は2－1－（１）－イー（イ）－f で、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる施設の用に供するために行われるもので、第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、甲種農地の面積の割合が5分の1を超えない主として第1種農地以外事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	1番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可相当と決します。 次に、2番 1件について付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。

渡邊清助 委員	逢瀬 2 番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は一般住宅です。 農地区分は第 1 種農地と判断しました。 これまで借りていた農協の家庭菜園が終了し、使用できなくなる ことから耕作できる農地と併せて住宅建築に可能な土地を探した結果、 今回の申請になりました。 申請地は宅地と道路に囲まれており、周辺農地への営農条件の 影響はないものと思われます。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第 1 種農地 2－1－（１）－イー（ア）－a で 1 番 同様です。 許可基準は 2－1－（１）－イー（イ）－c－（e）で、 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の 日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われる ものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	2 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、2 番 1 件について、 許可と決します。 以上で、議案第 2 号を終わります。

	続いて、議案第３号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。 はじめに、16番 １件について付議いたします。 なお、この件につきましては、私が渡し人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第１項に規定する議事参与の制限に該当しますので、議長を交代し退席いたします。
	(会長が退席する)
濱津職代	議長交代いたしました。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	16番 １件について、所あ 旧農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしており適当であると認められますのでご審議のほど よろしくお願いいたします。
濱津職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
濱津職代	16番 １件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、16番 １件について 承認と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(会長が復席する。)
濱津職代	議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 次に、１番から20番までのうち16番１件を除く19件について付議いたします。事務局の調査報告を求めます。
事務局	１番から20番までのうち16番１件を除く19件について 利用権設定10件、所有権移転９件の申請があり調査の結果、

	旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており 適当であると認められますのでご審議のほど よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番から20番までのうち16番1件を除く19件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、 1番から20番までのうち16番1件を除く19件について 承認と決します。 以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 はじめに、1番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田直衛 委員	1番について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 事務局職員と11月26日に現地調査を行いました。 この案件は3月総会で3筆とも再生可能であると判断された ものです。 今回の調査でも再生可能であると判断しましたので非農地とは 認められませんでした。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 非農地ではない農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、

	非農地農地と決します。 次に、2番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田直衛委員	2番について、調査の結果を報告いたします。 追越の2筆は畑の法面に面した農地で急傾斜で通常の草が生い茂っているため、農地に復元することは困難であると判断し、非農地と判断しました。 他の2筆は農地に復元することは可能であると判断しました。 よって、非農地とは認められませんでした。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、成神平の2筆を農地とし、 追越の2筆を非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 成神平の2筆を非農地ではない農地とし、 追越の2筆を非農地と決します。 次に、3番から118番までの116件について 付議いたします。事務局の調査報告を求めます。
事務局	3番から118番までの116件について、調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 令和6年6月6日から7月29日までの延べ15日間にわたり各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地利用状況調査を行いました。 その結果、総筆数191筆、総面積141,923.3㎡についていずれも多年にわたり耕作されていないことにより樹木が生え山林化していたり、背の高い草に覆われ灌木が茂り原野化していたりするなど、農地の復元は困難であり、また周辺の農地への営農の支障の影響もなく、農地法第2条第1項の

	農地に該当しないと判断しました。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。石井委員。
石井源信 委員	実施した日が聞き取れなかったなので、もう一度お願いします。
事務局	令和6年6月6日から7月29日までです。 補足ですが、ドローンによる利用状況調査で湖南町を調査 しましたが、こちらは1月総会で審査していただきたいと思います。
議 長	その他、ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番から118番までの116件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、 3番から118番までの116件について 承認と決します。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 1番 1件について付議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号は所有者、農地中間管理機構、耕作者の3者間での 農地の貸借について定める農用地利用集積等促進計画の案について 郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。 計画案1番 1件について、計画の内容を調査したところ 適当と認められますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について原案のとおり決することに 異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について 原案のとおり決します。 以上で、議案第 6 号を終わります。 続いて議案第 7 号「令和 7 年農業労働賃金標準額について」を 議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	令和 7 年農業労働賃金標準額（案）について説明させて いただきます。 まず、お手元にお配りしています資料について説明いたします。 議案第 7 号は、11月28日の農地利用最適化推進委員会議での 事前検討及び12月 5 日の郡山市農業労働賃金標準額改定会議での 検討を経てまとめました令和 7 年農業労働賃金標準額表の（案）です。 また、参考資料は議案第 7 号別紙の令和 7 年標準額（案）と 令和 6 年標準額を比較した対照表です。 それでは令和 7 年標準額（案）を説明しますので参考資料を ご覧ください。 始めに上段の「臨時雇作業」について説明いたします。 まず「田畑一般作業」ですが「その他の作業」の 1 時間当たりの 賃金をもとに算出しておりますので、先に 2 行目の 「その他作業」についてご説明いたします。 福島県最低労働賃金の時間額が令和 6 年10月 5 日より900円から 955円に引き上げられたことを受け、「その他の作業」の単価に つきましても 1 時間当たり900円から960円に引き上げております。 それに伴い「田畑一般作業」については 1 時間当たりの単価960円に 8 時間に乗じて7,680円とし、時間外給は 1 時間当たりの単価960円に 1.25を乗じて1,200円としております。 また、「オペレーター料金」と「草刈」についても最低賃金の 水準が 5 %程度上昇したことを踏まえ、標準額についても同様に 5 %程度引き上げる案としており、オペレーター料金については 令和 6 年の標準額10,500円から11,000円に、時間外給は令和 6 年の 標準額1,640円から1,720円にそれぞれ引き上げております。

	草刈についても肩掛式・背負式は１時間当たり1,500円から1,580円に自走式・手押式は１時間当たり令和６年の標準額3,000円から3,150円にそれぞれ引き上げて作成しています。 次に下段の「請負作業」についてご説明いたします。 まず結論を先に申し上げますと最低賃金の水準が５％程度上昇したことを踏まえ、昨年に引き続き全ての作業の標準額について一律に５％増額し、10円未満で四捨五入した金額とする案になっております。 またドローン防除に関して液剤と粒剤で所要時間が大幅に変わるため、粒剤の場合は増額してほしいとのご意見が寄せられたため、剤形による当事者間での調整が図りやすくなるよう摘要欄に「液剤散布を基準とし」という文言を追記しております。 なお本日提出した議案に至るまでの検討過程について補足させていただきます。11月28日の推進委員会議での事前検討において、下段の「請負作業」については、本日提出しております５％増額の案のほか、現状のまま据え置いたほうがよいのではないかという意見も出されましたが、最終的に決を採った結果、５％増額の案を推進委員会議での検討結果とし、12月５日の郡山市農業労働賃金額改定会議に提示しました。 改定会議では、昨今の物価高騰や人件費の増加といった社会情勢を鑑みると５％の増額はやむを得ないとして原案通り決定されました。本日は当該案を議案として提出しております。 事務局からの説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(意見交換を経て)
議 長	ほかに、ございませんか。
	(な し)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議 長	異義ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第 7 号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1 番から 2 番までの 2 件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 1 号を終わります。 続いて、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1 番から 18 番までの 18 件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 2 号を終わります。 続いて、報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 次のとおり、1 番 1 件について通知書の提出があったので報告する。 報告第 3 号を終わります。 ただいまの 第 1 号から第 3 号までの報告についてご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	以上で報告事項を終わります。次にその他ですが農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。
事務局	農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、許可基準について、ご審議いただきたいと思います。 12 月締め切りの案件の審議予定がありますので来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会総会運営要領第 6 条第 1 項に基づき、その結果を総会の決定として回答したいと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明について

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	それでは、ただいまの説明のとおり進めることに致します。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第7回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第7回総会（令和6年12月19日開催）の概要

第3条 農地の移動は

15件で、 田 27, 114㎡ 畑 14, 738㎡ でした。

第5条 農地の転用は

2件で、 物流系の事務所等1件、一般住宅1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。